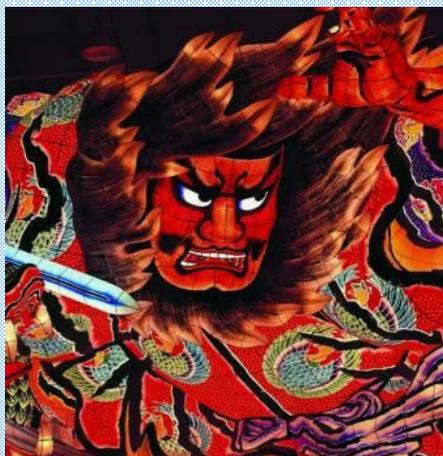


青森県 公衆衛生医師募集案内 2020

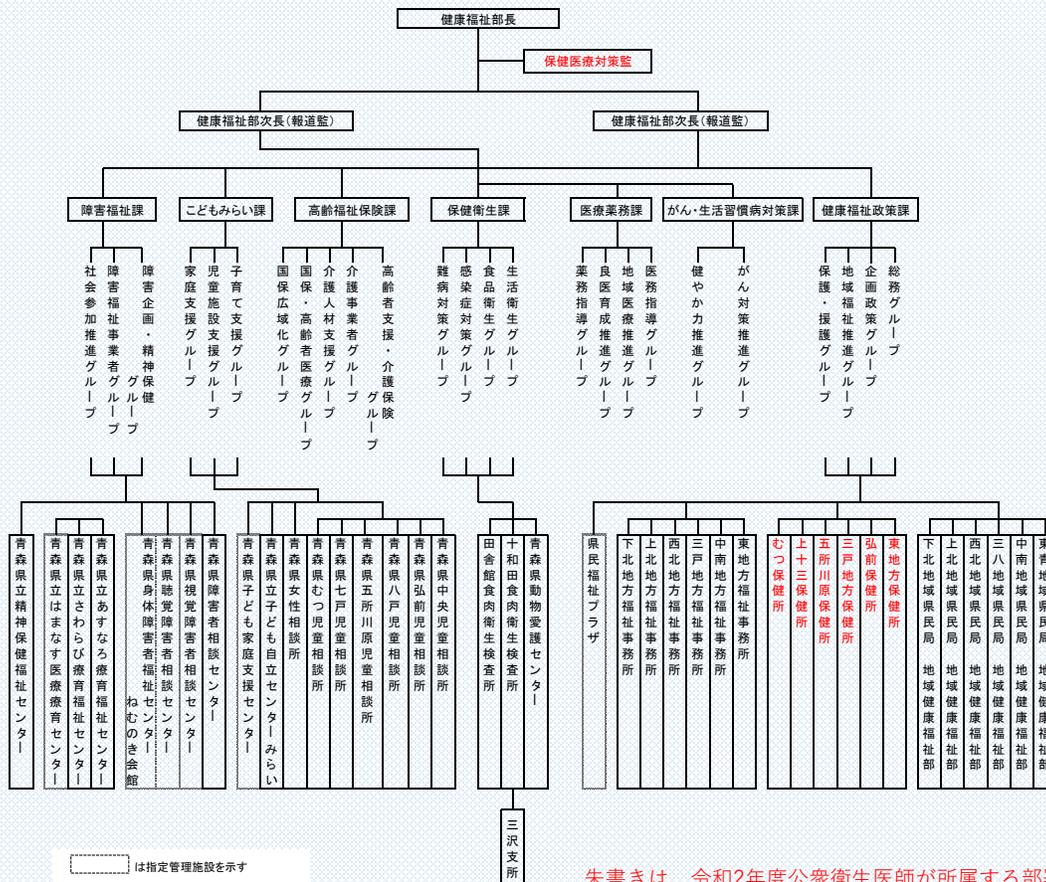


短命県返上、地域のすべての人々の健康を護る

それが公衆衛生医師の重要な役割であり、魅力です

青森県

○ 青森県健康福祉部機構図



○ 保健所の所在地及び保健所内組織図

東地方保健所

【所在地】青森市
 【管内】4町（青森市除く）
 【医師数】保健所長 1名

むつ保健所

【所在地】むつ市
 【管内】1市1町3村
 【医師数】保健所長 1名（兼務）

五所川原保健所

【所在地】五所川原市
 【管内】2市4町
 【医師数】保健所長 1名

上十三保健所

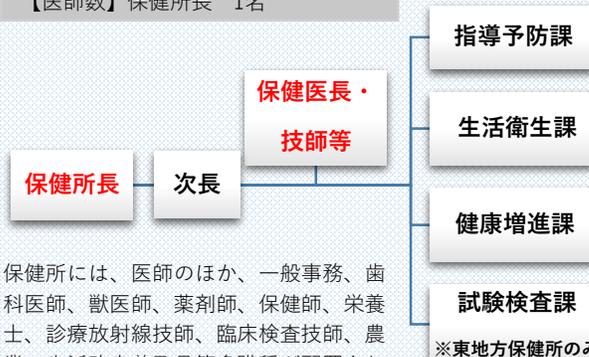
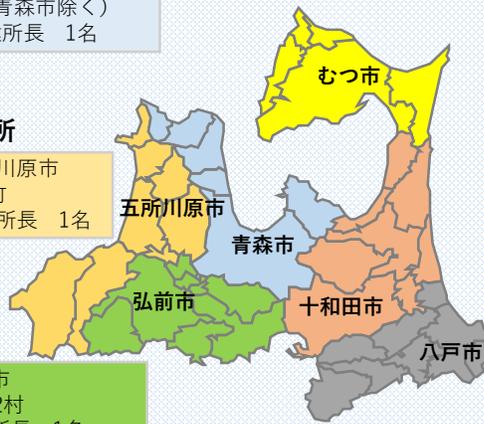
【所在地】十和田市
 【管内】2市5町1村
 【医師数】保健所長 1名

弘前保健所

【所在地】弘前市
 【管内】3市3町2村
 【医師数】保健所長 1名

三戸地方保健所

【所在地】八戸市
 【管内】6町1村（八戸市除く）
 【医師数】保健所長 1名



保健所には、医師のほか、一般事務、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、農業、生活改良普及員等多職種が配置されています。

齋藤 和子 Saito Kazuko

青森県保健医療対策監
青森県良医育成推進監
西北地域県民局地域健康福祉部保健総室長
(五所川原保健所長)
下北地域県民局地域健康福祉部保健総室長兼務
(むつ保健所長兼務)

公衆衛生は、陣取り戦略!

医学部卒業後脳外科医として約20年、多くの患者さんが回復する場面や残念ながら命を失う場面に立ち会う機会を得ました。とてもありがたい経験です。臨床は今でもとても面白く興味がある分野です。私が公衆衛生に進むことになったのは、まったくの偶然でした。脳外科医から公衆衛生学の教授になった先輩からJICAのジャマイカでのプロジェクトに誘われたことです。わずか2時間の話し合いで派遣に同意し、1年3か月間ジャマイカの地で初めて公衆衛生を学びました。帰国後に県の保健所医師として採用されました。

脳外科医は目の前の一人の命にしか向き合えないのですが、公衆衛生は、たくさんの人々の生活習慣を変え、法律や制度の整備や事業の成果等により、ひょっとするとオセロのゲームの様に、一度に黒から白に変えられる可能性があると感じています。

臨床経験で培われた「決断力」



脳外科医を経験して良かったと思うことは、緊急事態でも慌てず決断できることかなと感じています。特に災害や感染症等危機対策分野では、保健所長の的確な

判断と指揮命令が重要です。どんな状況でも決断できるということは臨床経験で培われたものだと思います。そのせいか、危機対策分野に興味があります。どこに面白さを感じるかは医師によって違うと思いますが、保健所業務は幅が広いので、やれることは様々あると思います。

一方、臨床経験は役に立ちますが、経験を引かずらないことは必要だと思います。「臨床でこうやってきたから、保健所も・・・」とはいきません。公衆衛生が臨床と異なる点は、公衆衛生は法律や仕組みのもとに動きますので、臨床の感覚では動くことができないこともあります。ただ、臨床経験があると、臨床医の立場を理解できるので、同じ土台で話ができる強みにもなります。

保健所を育てるといふこと～趣味は人財育成～

今回の新型コロナウイルス対策を踏まえて改めて思うところは、このような緊急事態においては、保健所全体で対応することが必要だということです。

そのために、将来を見据えて、職員をどう育てればよいかを考えると、様々な分野を経験させることが必要と考えます。例えば、薬剤師は医務薬務業務だけできれいだのといえそうは思いません。各業種が自分の近い分野に線を引きがちですが、保健所業務は細胞のように絡み合わないと大事なことを落としてしまうことがあります。特に緊急事態に対応するためには、日頃から、職員がどの分野でも最低限求められるレベルに対応できるよう職員を育てていく必要がありますし、保健所長がこのような事態を機に保健所全体で対応するよう指揮を執る必要があります。



また、保健所長は、自身が前に出て動くというより、全体を見渡し、職員一人一人を観察し、どのように人を動かせるかを考え実行することが必要と考えます。職員各々、専門職としての

成長の速度も成長の仕方も異なります。その人個人に合わせた助言等により、保健所職員を育てていく必要があると思います。日頃から所内研修を重ねていますが、「あなたの知りたいことは何?その方法であなたの知りたいことを知ることができる?」といったように、人財育成は、やり取りをとおして、自分が何をしたいのか、したいことができるのかに気づいてもらうことだと考えます。

公衆衛生を目指す医師のみなさまへ ～今までしてきたことに無駄は一つもない～

臨床における各専門分野は保健所業務になにかしら関連するものと思います。新聞を開くと、どこかに保健所関連の記事が載っています。保健所業務は広範に渡り守備範囲は非常に広いです。また、臨床での経験、臨床で培われたネットワークや経験は公衆衛生に必ず活かされます。これまでの経験は一つも無駄はありません。

自分自身にとって、非常に大変なときは、「次に何かするための神の采配だ」と思っています。大変なときほど、次のためになるものです。公衆衛生には面白さは必ずありますので、ぜひ、その面白さを見つけて欲しいです。

石山 明

Ishiyama Akira

健康福祉部 参事
中南地域県民局地域健康福祉部保健総室長
(弘前保健所長)

多様な感染症対策の経験を踏まえて…

秋田県での保健所勤務を経て青森県に赴任しましたが、秋田県では「はしか（麻しん）」の流行を経験しました。流行は年末に始まり、地元市町村や医師会、教育委員会とも協同し懸命に感染拡大防止に努め、流行がやっと終息したのはその年の年度末でした。結果的に、患者総数 150名を超える大流行でしたが、死者や重い後遺症を残した患者さんがいなかったのは幸いでした。

他には、単科の精神科病院で起きたインフルエンザの院内感染も貴重な経験でした。複数の死者が出たためマスコミの注目するところとなり、この時は国立感染症研究所からFETP（実地疫学専門調査）チームの派遣を受けました。調査チームの詳細な調査、解析、提言はその後の感染症対策に活かされています。

青森県に来てから間もなく、腸チフスの届け出がありました。さっそく保健所内で対応を協議しましたが、驚くことに、腸チフスへの対応を経験した職員はおりませんでした。今、新型コロナウイルス感染症の流行で、いわゆる新興感染症への対応が課題となっていますが、かつて流行した再興感染症への対応も大きな課題と感じています。保健所職員としてこれまで培ってきた感染症対応の経験と技術を、次世代の職員に受け継いでいく必要性を改めて実感しています。

以上のように、これまでの多様な感染症対策の経験の積み重ねが、現在の新型コロナウイルス対策に活かされているものと思っています。

地域一丸となって取り組む

新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルス対策は、保健所の職員全員で取り組むこととしております。地元の医師会や感染症指定医療機関、そして診療に協力していた



だけの医療機関などとは、これまで保健所と比較的良好な関係を築いてきたと聞いていますので、地域一丸となって、患者を診療し重症度に応じて入院できる体制を構築しています。

保健所の業務は、住民からの相談への対応や、必要に応じて診療・検査の受診調整、検体の搬送、感染者の届け出があった時の入院勧告、その後の積極的疫学調査、患者の健康観察など多岐にわたります。感染症そのものへの対応だけでなく、感染者への酷い誹謗中傷があると聞いていますし、住民の不安や

時には理不尽とも思える苦情への対応など、全国での感染者数が増えるにつれて、業務量が増大しています。

今回の感染症の流行を契機に、感染症に対する保健所の役割の重要性が地域の住民に認識されたのではないかと感じていますし、私個人としても、これまでの経験を少しでも活かしながらこの困難な局面に立ち向かっていきたいと考えています。

他県での経験から考える本県の課題

～県民性と短命県～

秋田県と青森県は同じ北東北の一員であり、人口の高齢化や短い平均寿命など共通した課題を数多く抱えています。青森県では、保健業務に従事する保健所あるいは市町村の職員がとても熱心に活動をしているように感じますが、果たしてどれだけの住民が、その熱い思いを自分のこととして受け止め、健康づくりに励んでいるのか、疑問に思う時もあります。

青森県での生活はまだ3年目ですので、決めつけることはできませんが、将来に向けての健康寿命の延伸よりも、今の生活を楽しまうという県民性があるような気がしています。

秋田県と同様に青森県でも、各市町村の保健協力員や食生活改善推進員などの住民組織がしっかりしています。市町村ごとに設置されている健康づくり推進協議会をより一層活性化し、民間ボランティアの皆さんと共に、健康づくり活動を展開していければと願っています。

小医は病気を治す

中医は病人を治す

大医は国を治す

出典ははっきりしていませんが、中国のことばに、「小医は病気を治す、中医は病人を治す、大医は国を治す」というのがあります。「国を治す」ほどの仕事はできませんが、地域社会に働きかけ、病気の予防や健康の増進を図っていくのが公衆衛生医師であり、その気概を持って仕事をしてきたつもりです。

病気を正しく診断し、病人を治すことは医師として当然大事な仕事ですが、病気になる原因をそのままに本人が回復したとしても、また同じような環境に戻った時に、病気が再発することは当然予想されます。生活習慣病はまさにそうした病気ですし、精神疾患の一部も同じことが言えると思います。病気の要因となる社会的な問題に対して、公衆衛生の視点から取り組むことによって、病気を予防し健康を増進する大切さを伝えていければと思っています。

平成6年に成立した地域保健法により、健康づくりなどの住民に身近な保健事業は市町村の業務となり、県型の保健所は、より専門的で広域的な課題に取り組むこととなりました。精神保健福祉分野や難病対策、そして食品衛生や生活衛生の各分野は、臨床から見ればなかなか飛び込みづらい世界かもしれませんが、社会医学系の専門医制度が発足し、身分が保証された状態で専門医の資格が取得できる環境が整備されました。予防医学や公衆衛生に興味のある医師の皆さん、青森県で一緒に働いてみませんか。

立花 直樹

Tachibana Naoki

健康福祉部 参事
東青地域県民局地域健康福祉部保健総室長
(東地方保健所長)

臨床と公衆衛生の違いは想像以上

長い臨床経験を経て、縁があって公衆衛生医師となりましたが、公衆衛生と臨床との違いは想像以上で、入庁当初はギャップを感じる毎日でした。臨床は患者さんに医療を提供するものであり、基本的に患者さんが医療機関を受診するのを待つ「待ち」の姿勢です。患者さんと1対1で向き合い、病気を治すことのお手伝いをしてきましたが、結果が出るのが早いのが特徴です。一方、公衆衛生は臨床とは対照的で、地域の健康課題をみつけてアプローチをしていくことが必要であり、アクティブで「能動的」な姿勢が求められます。対応も1対1ではなく地域住民等対多数であり、地域や社会全体が対象になります。また事業を行った後に起こる結果がみえにくく、結果を得るまで時間も要します。

行政に携わって思うことは、臨床は自由度が高いといえますか、医師の裁量でやれる部分が多いように思います。一方、公衆衛生は法を根拠に法律の範囲で業務を展開していきますので、自分の裁量でできるものが限られています。こういった違いに入庁当初は驚かされました。

臨床経験が活かされる！ 地域社会全体を動かすおもしろさ



臨床と公衆衛生の違いはありますが、長く臨床を経験したことにより、これまで培ったネットワークが今の業務に非常に

活かされているように感じます。病院が何をしているか、何を考えているのかを知っていることで、連携がスムーズにいき業務をこなすことができます。

臨床医時代には、多様な部門を経験することができました。小児科、輸血部門、臨床検査部門、感染対策部門、副院長等病院全体の管理やマネジメント等々これらがすべて公衆衛生医師としての業務に役立っていますし、私の場合は、医療機関を知っていることが保健所長を担う上で大きな強みになっていると考えます。

全体をみながら地域全体に関わることができるのが公衆衛生のおもしろいところです。各事業のミーティングをおこない、ディスカッションを踏まえて事業を展開する。その結果がどうなるのか、その過程をみながら介入できるのもおもしろいですね。

保健所長に求められるもの ～組織と地域を動かすマネジメント能力～

保健所長には、専門性だけではなく、保健所の組織を動かし人を育てるマネジメント能力が求められます。保健所職員が気持ちよく、かつ十分に能力を発揮できるよう環境を整備することや、全体を俯瞰しながら職員を動かせる力が問われていると思います。

有意義な国立保健医療科学院での研修

保健所長資格を取得するため、国立保健医療科学院で行われる3か月間の研修に参加しましたが、非常に有意義でした。保健所長としての知識の習得だけではなく、組織のマネジメントを学ぶことができたのは臨床医時代にはない貴重な経験でした。この研修機会が公衆衛生を学ぶ動機づけを高めてくれることと思います。

多様なキャリアがあっいいい。 その選択の一つとして公衆衛生を

臨床医であろうと基礎研究者であろうと、これまでの経験が何らかの形で公衆衛生に活かすことができるものと実感します。公衆衛生に携わることで新たな視点を獲得し、視野も大きく広がります。臨床から公衆衛生へ、そしてまた臨床に戻る道があってもいいと個人的には思います。今、臨床や研究の壁に向き合っている医師が、少し現場を離れて公衆衛生を目指してもいいのではないのでしょうか。公衆衛生の道に入っても、これまでの臨床や研究の経験が活かされ、今後の医師としての人生に必ず役に立つと思います。



鈴木 宏俊

Suzuki Hirotooshi

健康福祉部 参事
三八地域県民局地域健康福祉部保健総室長
(三戸地方保健所長)

「自分が何をしたいのか」だけでなく、 「これからの医師に何が求められるのか」 を考える

公衆衛生医師の数は医師全体の1%程度であり、公衆衛生医師がどのような仕事をしているのかあまり知られていないように思いますが、地域で暮らす人がよりよく生きていくために役立つことができるとても大事な仕事です。私は、医学部を卒業して、16年間は首都圏で臨床医として脳神経外科領域の救急医療やがん治療、また教員として学生教育に携わりましたが、そこで、「人々の健康を守り、向上することが公衆衛生の使命である」ことに気づき地域保健法の成立とともに公衆衛生の世界に飛び込みました。

公衆衛生の現場では、医師のほか、獣医師、薬剤師、保健師、栄養士、診療放射線技師等様々な専門職と連携し高い専門性をもって保健所業務に対応していますが、公衆衛生医師としてキャリア形成に必要なことは、「人とのつながり、地域とのつながりを大事にする」こと、自分が何をしたいのかだけを基準に考えるのではなく「これからの医師に何が求められているのか」を考えることだと思います。

目的を明確にし、かかわり・つながり・支え続けることは臨床と変わらない

21世紀の医療は、患者さんの生命、生活そして未来をまもる、いわゆる「治し支える医療」であり、様々な職種（多職種）が活躍する場となったと感じています。医師はまとめ役としての役割が期待されています。

公衆衛生の現場である保健所は専門的機関ですが行政機関でもあり、国民の健康を疾病から守り健康で文化的な生活を営むことができるよう様々な健康課題や医療施策について、法に基づき、意思決定を行う責任があります。そのため、公衆衛生医師は、臨床医学の技術的経験を活かし、医学的な緻密さと人を中心とした保健医療アプローチを行うことが求められます。

一方、公衆衛生と臨床の現場には共通点も多く、公衆衛生医師は個人から集団まで幅広く対象となるのですが、臨床医における診断と治療行為は、公衆衛生医師における地域の健康課題への気づきとその解決を図ることに類似しており、診断と治療の技術力が活かされます。

また、公衆衛生の現場でも意思決定を下すとき、「何を」「どのように」の前に「何のために」という目的を明確にすることや、かかわり・つながり・ささえ続けることが大切であり、臨床の現場の視点と変わらない方向性であると信じています。

3.11～公衆衛生の最前線を実感した被災地支援～

現実のものとは思えないような光景が広がっていた2011年3月11日。多くの尊い命と財産が奪われ、私たちにとって、忘れることのできない、忘れてはならない日となりました。

東日本大震災発災時、私は岩手県沿岸の保健所長として勤務しておりましたが、広域大規模災害時における被災地支援は、公衆衛生の最前線そのものであることを心底実感しました。被災地で最初に気づかされたことは、「その人の悲しみ（被害）をどんなものとも比較しない、支援者の立場で「こうだ」と決めつけない」ことです。保健所は地域における健康危機管理の拠点として災害時公衆衛生活動を行い、ひたすら走り続けましたが、東日本大震災における活動を通して、「保健所ってこんな仕事をしているんですね」、「保健所は大切な役割を担っている」と多くの人たちに声をかけていただきました。

不完全性・不確実性に立ち向かう公衆衛生 ～常に動かし先手を打つ～

地震・津波等災害は前兆も予知ありません。しかし、想定外ではなく、災害医療の研修で学んだ「霧の中で戦う災害」そのものです。達成すべき目的を明確に方向付ける「目的の原則」、責任ある指揮官のもとで統合される「指揮統一の原則」、行動計画を簡潔かつ明快に準備する「簡明の原則」などは不確実要素が多い公衆衛生の活動に活用できる戦いの原則の一部ですが、一度勢いを失った活動は主導権を失いますので、常に動かし先手を打ち、勢いをつける意識を持つことが必要です。この「常に動かし先手を打つ」ことがいかに重要かを東日本大震災で身をもって学びました。

被災地にとって先が見える安全な暮らしや安心して働くことができる社会を実現するために「住民の生活を包括的に支援する姿勢」を持つことが重要です。そして、公衆衛生が地域で生活する全ての人たちにとって必要不可欠なものであるということ、できるだけ多くの人たちに分かりやすく伝え続けることが使命だと考えます。

全国の保健所は、広域大規模災害に備えるため、健康安全・危機管理対策に積極的に取り組んでおり、多様な課題を抱えながらも日頃の業務に通じて地域保健に取り組んでいます。新しい時代にふさわしい公衆衛生の姿が期待されていることを実感しています。



青森県の公衆衛生行政における医師の業務

保健師、栄養士、薬剤師、獣医師等、他の職種の職員と協力して、主に以下のような業務を行います。

○ 保健所における主な業務内容

業務名	内容
感染症対策	平常時の感染症発生予防対策、感染症発生時の疫学調査、二次感染予防の指導、エイズや肝炎の相談・検査。
結核対策	感染症法にもとづく健康診断、患者管理など医療機関と連携した施策の実施。結核の早期発見、患者の治療継続の支援、地域における結核予防の普及啓発。
医療安全	医療機関の立入検査等を通じての医療安全や院内感染対策の充実のための指導、助言。医療に対する住民の苦情や相談への対応。
母子保健	未熟児や障害を有する子どもとその家族への個別相談などの対応。
精神保健福祉	自殺予防など地域住民の心の健康づくりのための活動の実施。精神障害者が適切に治療を受け、社会復帰や社会参加ができるような援助の実施。
難病対策	難病を持つ患者とその家族への療養生活上の相談対応。
生活習慣病予防、健康づくり対策	地域の特性に応じた健康寿命アップの取組推進。市町村と連携しての各世代に応じた栄養、運動、飲酒、喫煙等についての指導。
食品衛生・生活衛生対策	食中毒、生活衛生などに関する指導、助言。
災害時の保健医療活動	災害時の健康危機管理の指揮調整、避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保。
人材育成	臨床研修医、看護学生等への公衆衛生行政に係る指導・教育の実施。

○ 県本庁における医師の主な業務内容

地域保健対策の推進（保健医療対策監：保健所長兼務）、県内で働く医師の確保（良医育成推進監：保健所長兼務）などに従事しています。

○ 保健所医師の一週間(例)

	午前 8:30~12:00	午後 13:00~17:15	時間外 17:15 ~
月	QFT・ウイルス性肝炎検査	インフルエンザ・感染症打合せ	
火	災害対策（保健所初動対応訓練）	結核診査協議会 母子保健ネットワーク会議	
水	市町村担当者会議（医療介護連携関係） 新任保健師研修講師	病院立入検査	
木	打合せ（地域災害医療対策協議会関係）	打合せ（受動喫煙対策関係）	夜間HIV検査・相談
金	所内会議（難病協議会関係）	会議（健康あおもり21専門委員会）	感染症発生初動調査対応

○ 保健所医師業務の一コマ



保健所内災害研修



災害医療圏域研修



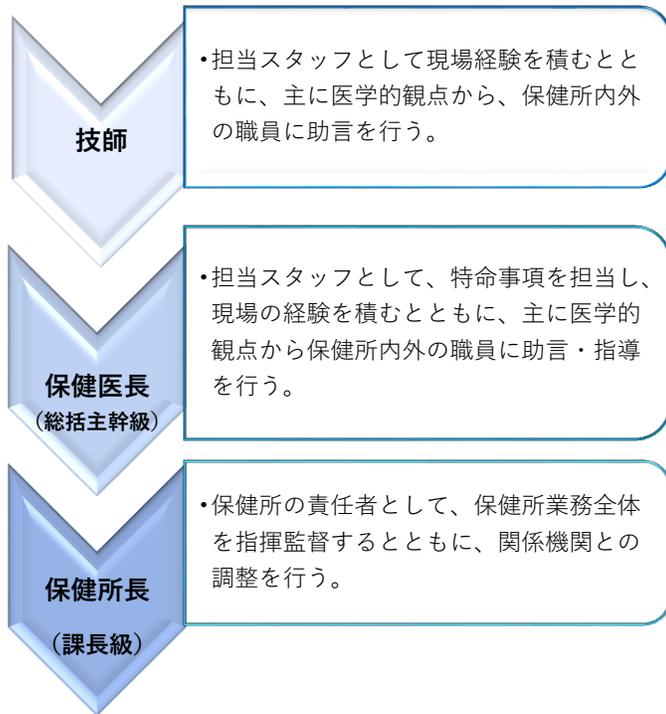
薬物乱用防止街頭キャンペーン



DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）による活動支援

※医師の業務は多岐に渡ります。職位、週によって業務は異なります。

○ キャリアパス（保健所勤務医師の例）



○ 充実した学会・研修

- 県外等で実施される専門研修、学会等に参加し、より専門的知識・技術を習得することが可能です（派遣研修等：国立保健医療科学院専門課程、結核研究所医師研修、日本公衆衛生学会、東北公衆衛生学会等）
- 臨床時に取得した専門医等の資格を継続することも可能です。（予算の範囲内で専門医等の資格維持に係る研修・学会の費用を公費で負担）
- その他の研修等については、必要に応じて職務専念義務の免除を行うことで参加が可能です。なお、長期研修については、研修期間にもよりますが、調整によりできるだけ参加できるよう配慮しています。

○ 青森県社会医学系専門研修プログラム

社会医学系専門医制度は、一般社団法人社会医学系専門医協会が平成29年度から新たに開始した制度で、青森県では社会医学系専門医の資格を取得することができる「青森県社会医学系専門研修プログラム」の認定を受けています。

公衆衛生医師として働きながら、3年間の研修を修了し、認定試験に合格することによって社会医学系専門医の資格を取得することができます。

Q&A ～よくある質問をまとめました～

Q | 青森県で働く公衆衛生医師は何名いますか？

A | 令和2年4月2日現在、5名です。

Q | 男女比はどうですか？

A | 令和2年4月2日現在、男性3名、女性2名となっています。

Q | 専門が公衆衛生ではありませんが、大丈夫ですか？

A | これまで公衆衛生分野にとどまらず、様々な専門分野、診療科を経験した医師、また、臨床医での経験が長い医師も青森県に入庁しており、これまで培った経験や専門性を公衆衛生の現場で発揮しています。また、公衆衛生医師として必要な知識は、採用後に研修を受講し取得することができます。歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、栄養士等様々な専門職員と連携しながら、地域保健の普及活動から衛生環境業務まで幅広い分野で、企画、調整、指導を行い、高いリーダーシップを発揮することができます。

Q | 子育てをしながらでも勤務は可能ですか？

A | 育児休業、部分休業、育児短時間勤務等支援制度が充実しており、育児と仕事を両立できる環境にあります。また、青森県は待機児童数が少ないことも子育てしやすい魅力の一つです。

Q | 転勤はありますか？

A | 勤務場所は、県内で数年ごとに異動しますが、異動先は本人の意向を踏まえて決定されます。

Q | 土日の出勤はありますか？残業はありますか？

A | 感染症事案等緊急対応、研修会参加等土日や休日の出勤、夜間の相談等時間外勤務もあります。休日などに出勤した場合は、平日に代休をとることができます。

Q | 臨床との兼業は可能ですか？

A | 地方公務員は兼業を禁止されており、職務に専念する義務があります。任命権者の許可により、職位、臨床の内容、時間帯等条件を踏まえ、例外的に認められるものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

Q | もっと詳しく業務内容等を聴きたいので、公衆衛生医師から直接話を聴いたり、保健所等を見学することはできますか？

A | 大歓迎です。ご一報いただければ日程等調整させていただきます。連絡はメールでも電話でもお待ちしております。

募集案内

■ 採用時期

随時

(採用時期は調整しますので御相談ください)

■ 応募資格

医師免許を有する方

(一般採用は60歳未満、任期付採用は年齢制限がありません。)

■ 勤務場所

県内保健所(東地方保健所(青森市)、弘前保健所(弘前市)、三戸地方保健所(八戸市)、五所川原保健所(五所川原市)、上十三保健所(十和田市)、むつ保健所(むつ市))

■ 勤務条件

○ 給与

医歴6年 月額76万円程度
支給要件に応じて、通勤手当、扶養手当、住居手当等各種手当あり

○ 勤務時間

1日7時間45分(週38時間45分)

○ 休日

土・日曜日、国民の休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

○ 休暇

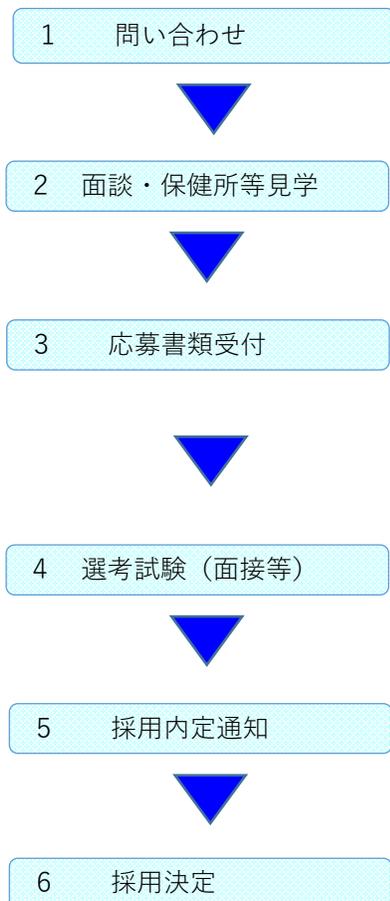
年次有給休暇(4月採用の場合は15日、その翌年からは年20日)、夏季休暇、服忌休暇、結婚休暇など

○ 子育て支援・介護支援

子育て支援:妊産婦通院休暇、育児休業、育児休暇、子の看護休暇等

介護支援:介護休暇、短期介護休暇等

応募から採用までの流れ



以下問い合わせ先に連絡ください。

ご希望に応じて、公衆衛生医師による業務内容等の説明や保健所見学を実施します。

下記書類を、以下問い合わせ先に郵送してください。

○履歴書(市販の履歴書を使用し写真を添付。学歴(中学校以上を年代順に記入してください。)、職歴、賞罰の有無、連絡先の住所、郵便番号及び電話番号を記入してください。)

○医師免許証の写し

選考試験日は、調整の上決定します。面接(30分程度)を実施します。

合格者には健康福祉政策課から直接その旨連絡します。

配属先もお知らせします。決定後、採用に係る必要書類をご提出いただきます。「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案し給与を決定します。

お問合せ先

青森県 健康福祉部 健康福祉政策課 総務グループ

住所 〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

TEL 017-734-9276 FAX 017-734-8085 E-mail kkenkofu@pref.aomori.lg.jp

公衆衛生医師募集ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/jsaiyo/r2kousyuueisei.html>



公衆衛生医師募集
ホームページQRコード